



2014 年 10 月 21 日

固定資産に関する IVA 還付優遇措置

2014 年 10 月 16 日の官報に、固定資産に関する投資により発生した IVA（付加価値税）についての還付優遇措置を含む「2014 年税務運用細則 第 5 回修正」が発表された。

還付申請に対する審査結果の通知期限

固定資産を購入、製作、建設（それに関わるサービス、リースを含む）した場合、当該固定資産に対する投資により発生した IVA の還付申請については、以下の条件を満たすことにより、20 営業日以内に、SAT による審査結果の通知を受けることができる。

1. 固定資産への投資に関する IVA の還付申請額が、還付申請する IVA 残高の 50%以上でなければならない。
2. 還付申請額が 1,000,000 ペソ以上でなければならない。
3. 当該固定資産は 2014 年 1 月以降に、新たに取得、あるいは完全輸入された資産でなければならない。新たに取得された資産とは、メキシコで初めて使用される資産という意味である。
4. 当該固定資産取得に関する支払方法は、記名式小切手、クレジットカード、デビットカード、電信送金のいずれかの方法によらなければならない。

但し、最初の還付申請に対しては 40 営業日以内で審査され、それ以降の申請に対しては 20 営業日以内で審査されることになる。また、最初の還付申請に先立ち、納税者は SAT に対し、申請書類についての事前レビューを要請することで、20 営業日以内で審査されることになる。

還付申請の適用除外

当該還付申請が出来ない条件も複数定められているが、その中で特に重要と思われる条件は、過去 12 ヶ月以内に 5,000,000 ペソ超の還付申請、あるいは還付申請金額の 20%超に対

して「却下」の判断が下された場合には、20日以内の審査結果の通知は適用されないというものである。但し、これには、書類不足等による「審査保留」は含まれない。

(このレポートは、弊社が2014年10月22日に発表したスペイン語版を基礎に作成致しました。)

内容等につきご質問等がございましたら、下記の者にお問い合わせ頂ければと存じます。

Raul Moreno raul.moreno@mx.ey.com tel : 55 1101 6434
松田 佳行 yoshiyuki.matsuda@mx.ey.com tel : 55 5283 1482
大場 良 ryo.oba@mx.ey.com tel : 55 1101 6433
中岡 秀二郎 hidejiro.nakaoka@mx.ey.com tel : 55 1101 6408

なお、本文中の情報は、最新かつ正確な情報をご提供すべく尽力しておりますが、弊社はその正確性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。